

「なにわの日」実行委員会設置要綱を廃止する要綱

「なにわの日」実行委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

(参考)「なにわの日」実行委員会設置要綱 (令和5年4月18日付廃止要綱)

(設置)

第1条 7月28日の「なにわの日」を中心とした夏季に、原則として大阪市浪速区内で開催する「なにわの日参画事業（以下、「参画事業」という。）」の区の内外への情報発信並びに参画団体間の情報交換・事業調整を行うため、なにわの日実行委員会（以下、実行委員会という。）を置く。

(組織)

第2条 実行委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、大阪市浪速区地域振興会会长をもって充てる。
- 3 委員は、参画事業者及び団体をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 実行委員会の会議は、委員長が招集して行なう。

- 2 実行委員会の進行は議長が行い、議長は委員長が指名する。
- 3 実行委員長が必要と認める場合は、第2条第3項に定める委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(実行委員会の所掌事務)

第5条 実行委員会の所掌事務は、「なにわの日」事業の開催にかかる、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「なにわの日」参画団体の募集、取りまとめ
- (2) 参画事業の情報収集、スケジュール表の作成
- (3) 参画事業の広報及び広報支援
- (4) その他、上記の目的を達成するため必要な事業

(経費)

第6条 本事業の実施に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 各事業の実施経費 各事業の主催者が負担
- (2) 広報経費 浪速区役所が当該年度の予算の範囲内において負担

(庶務)

第 7 条 実行委員会の庶務は、浪速区役所において処理する。

附則 この要綱は平成 30 年 4 月 23 日から実施する。